

愛媛県立図書館マイクロフィルムリーダー賃貸借契約書（案）

愛媛県立図書館長（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
は、次のとおり賃貸借に関する契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（契約の内容）

第2条 乙は、甲に対して、この契約の条項に従ってマイクロフィルムリーダー（以下「機器」という。）の使用を提供し、甲は乙に対して賃貸借料を支払うものとする。

2 機器は、別紙「機器明細書」のとおりとする。

（設置場所）

第3条 機器の設置場所及び設置台数は、次のとおりとする。

設置場所：愛媛県立図書館（愛媛県松山市堀之内）4階 えひめ資料室

台数：1台

（契約期間）

第4条 賃貸借期間は、令和8年8月1日から令和13年7月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、翌年度以降において甲の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約は解除するものとする。

（賃貸借料）

第5条 機器の賃貸借料は、月額_____円（うち消費税及び地方消費税の額_____円）とする。

2 賃貸借料について、賃貸借期間に1月に満たない端数日を生じた場合には、日割り計算をするものとする。

3 前項の規定による月額賃貸借料の日割り計算は、暦日数により行うものとする。

（保守）

第6条 前条の賃貸借料には、機器の保守に係る費用を含むものとする。

2 乙は、甲が機器を常に完全に使用できるよう、その責任において、保守を行うものとする。

3 乙は前項の保守を、機器製造メーカーに委託して行うことができるものとする。委託を受けた機器製造メーカーは、甲の承諾を得た場合に限り再委託することができるものとする。

（代理受領の禁止）

第7条 乙は、代金の受領を第三者に委任してはならない。

（契約保証金）

第8条 〔・契約保証金は、金_____円（契約金額の10分の1）とする。
・契約保証金は、免除する。〕

《注》愛媛県会計規則第 152 条から第 154 条の規定によりいずれかを選択する。

(権利義務の譲渡等)

第 9 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、権利にあつては、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。

3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）の規定に基づき会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行った時に生ずるものとする。

(完了報告及び完了検査)

第 10 条 乙は、毎月の業務を完了したときは、遅滞なく甲に業務完了報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の報告書を受理したときは、その日から起算して 10 日以内に業務の完了検査を行うものとする。

(賃貸借料の支払)

第 11 条 乙は、甲の使用した当月分の賃貸借料を翌月 10 日までに請求するものとする。

2 甲は、前項の請求を受け、適正と認めたときは、これを 30 日以内に支払うものとする。

3 甲は、その責めに帰すべき事由により、約定期間内に料金を支払わなかったときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条 1 項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

(機器の引渡し)

第 12 条 乙は、機器を甲の指定する場所に設置し、機器設定、使用できる状態に調整して、機器を甲に引渡すものとする。

2 前項の設置、調整及び引渡しに要する経費は、乙の負担とする。

(機器の管理)

第 13 条 甲は、機器の使用及び管理については、善良な管理者の注意をもって行うものとする。

(秘密の保持)

第 14 条 乙（乙の社員及び乙の指定する者を含む。）は、機器の設置場所に立ち入って得た業務上の秘密を第三者に漏えいしてはならないほか、愛媛県情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

2 前項の規定は、この契約期間の満了後及び契約解除後も同様とする。

(保険)

第 15 条 乙は、機器の賃貸借期間中、乙の名義で機器に保険を付さなければならない。

2 機器に保険事故が発生したときは、保険金は乙が受け取る。

3 乙は、前項の保険金を次の用途に使用するものとする。

- (1) 機器の復元又は修理若しくは同種機器への交換
- (2) 保険事故により第三者に与えた損害に対する補償

(隠れた瑕疵)

第 16 条 乙は、機器の貸付中であっても、その隠れた瑕疵については、修理又は取替えの義務を負うものとする。

(損害賠償)

第 17 条 甲が自己の責めに帰すべき事由により、機器を滅失又は使用不能（修理不可能）の状態に毀損したときは、乙は、甲にその賠償を請求できるものとする。

(甲の解除権)

第 18 条 甲は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、いつでもこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が契約期間内に契約の履行をしないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。
 - (2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
 - (3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
 - (4) 前 3 号のほか、乙がこの契約に基づく義務を履行しないとき。
 - (5) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者をいう。）又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員等（愛媛県暴力団排除条例（平成22年3月29日条例第24号。）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）と認められるとき。
 - (6) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (7) 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
 - (8) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (9) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (10) 第20条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があったとき。
- 2 前項の規定により契約を解除したときは、乙は、賃貸借料の10分の1の額を違約金とし

て甲に支払うものとする。

- 3 前項の規定は、甲に生じた損害額が前項に規定する違約金の額を超える場合においては、甲が乙に対して賠償を請求することを妨げるものではない。

(談合その他不正行為による甲の解除権)

第 19 条 甲は、乙（第 3 号及び第 4 号にあっては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会から独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条（独占禁止法第 89 条第 1 項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。
- (4) 刑法第 197 条から第 197 条の 4 までに規定する賄賂を甲の職員（一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。）、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき（これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。）。

- 2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定に基づき契約を解除した場合に準用する。

(乙の解除権)

第 20 条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(賠償の予約)

第 21 条 乙は、第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、月額賃貸借料の 10 分の 1 に相当する額を支払わなければならない。賃貸借契約が満了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

- (1) 第 19 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象になる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売に該当するとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、甲が特に必要と認めるとき。

- 2 前項の規定は、甲に生じた損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、甲が乙に対して賠償を請求することを妨げるものではない。

(機器の返還)

第 22 条 甲は、賃貸借期間が満了したとき、又は第 18 条から第 20 条の定めによりこの契約が解除されたときは、機器を速やかに乙に返還するものとする。ただし、乙の承諾を得たときは、この限りではない。

- 2 前項を含む機器返還時の撤去費用については、乙の負担とする。

(再委託等の禁止)

第 23 条 乙は、本業務の全部又は一部の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。
ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約の費用)

第 24 条 この契約の締結に関する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第 25 条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(機器の移動)

第 26 条 甲は、機器を設置場所から移動する必要があるときは、あらかじめ乙に通知するものとする。

(契約の効力の遡及)

第 27 条 この契約の発注者と受注者の電子署名がともになされた日が第 4 条の契約期間の開始日より後の日である場合であっても、本契約の効力は、当該契約期間の開始日から生ずるものとする。

(協議)

第 28 条 この契約の履行につき疑義を生じた事項又はこの契約に定めない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の証として、書面又は電磁的記録にて本書を作成する。書面にて作成する場合には、本書 2 通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。電磁的記録にて契約書を作成する場合には、甲及び乙がそれぞれ電子署名を行い、各自が保存するものとする。

令和 8 年 月 日

甲 愛媛県松山市堀之内
愛媛県立図書館
館 長 松岡 徹

乙